明治大学「自治労寄附講座・地方自治体と労働組合」

自治体の

不安定雇用労働者・臨時非常勤労働者の現状と労組の活動

臨時・非常勤職員の実態

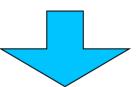
- ・全国の自治体には約60万人の臨時・非常勤職員が任用されている。
- ほとんど正規職員と同様の職務を 行っている。
- •特に保育、学校調理、図書館で多い。

この講義で伝えたい事

- ・臨時・非常勤職員の実態
- ・何故組合が必要か?
- ・組合結成に至るまで
- ・結成後の活動
- ・現在の問題点

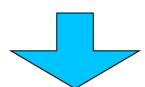
市川市の公立保育園

26園



2005年 2園

民間委託



2010年 3園

民間委託

現在•21園

保育園に勤務する非常勤職員の職種

•保育士

□全体:83名 組合員:42名 (保育課付1名含む)

•調理員

全 体:44名 組合員:28名

•栄養士

□全体:1名組合員:1名

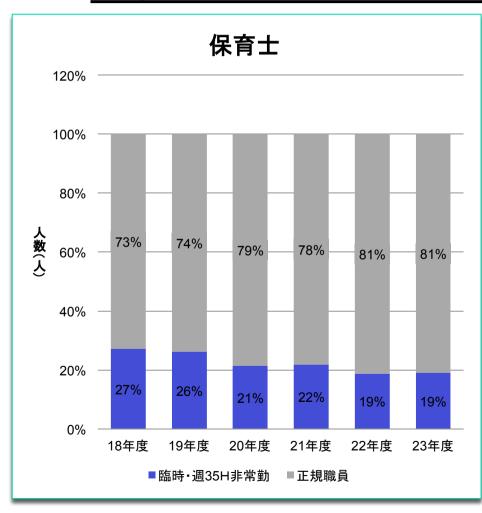
•看護師

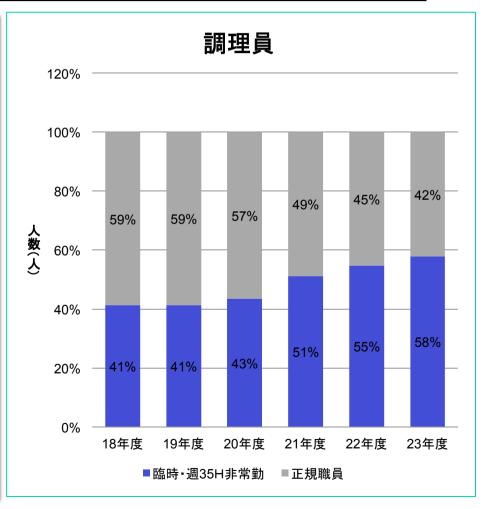
全 体:2名 組合員:2名

※数字は、2011年4月1日現在の非常勤職員の数

正規職員と非常勤職員の割合

正規職員と週35時間非常勤職員との職員数の推移



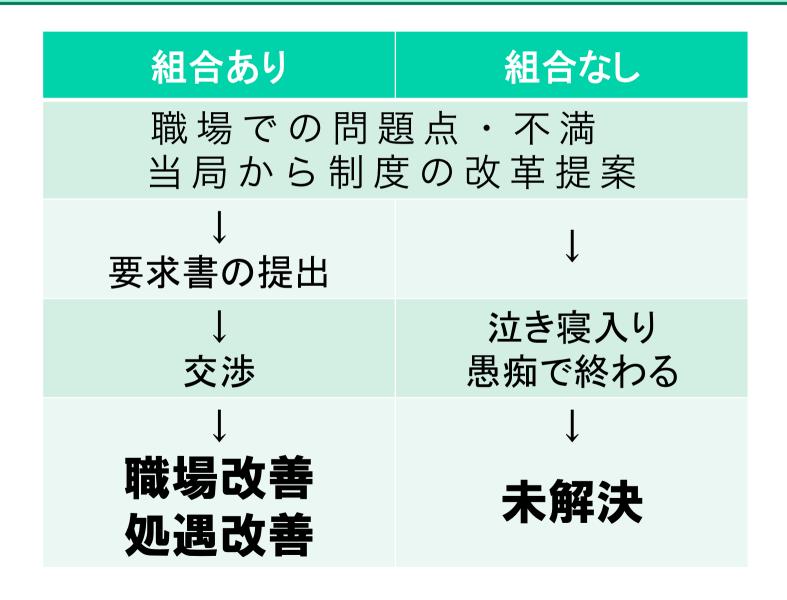


(正規職員には、任期付職員も含む)

当時の問題点

- ・雇用止め
- 経験年数を重ねても給料が上がらない (何年勤務しても新規採用者と同じ)
- ・交通費が実費支給されない
- ・忌引、結婚、病気等の有給休暇がない

組合の必要性



組合結成に至るまで

2004年7月

- ・第1回目の職場職員説明会 (合計10回近く行われる)
- ・各園園長先生協力のもと、当時23園に自治労千葉県本部職員、市川市職員組合の方から臨時職員に説明してもらう
- ・説明を受けた一人一人の関心度が高く、組合の必要性を感じた。

2005年6月

組合結成

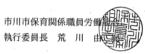
組合結成



市川保育労最初の要求書

2005年9月28日

こども部長 高橋 憲秀 様



要 求 書

日頃より児童福祉行政及び労働条件の改善のために、ご尽力されていることに敬意を表します。現在、市川市の24ヶ所の公立保育園には、約160人の臨時職員が勤務しています。その仕事の内容は、「臨時」とは程遠い恒常的な仕事をしており、保育園の運営には無くてはならない存在になっています。反面、その賃金や休暇制度などの勤務条件は、正規職員とかなりの格差が生じています。一方で、今年度からはじまった「指定管理者制度」という民間委託により、今後の雇用が不安定になることが予想されます。このような職場の課題を解決するために、6月28日「市川市保育関係職員労働組合」を結成いたしました。

さて、今回市川市保育関係職員労働組合として下記のとおり要求しますので、10月 21 日までに 文書にて誠意ある回答をお願いします。

記

- 1. 労使関係について
- (1)臨時職員の賃金と労働条件に関する変更は、必ず組合に提案し協議すること。
- (2)賃金改定については労使合意を前提として、一方的な決定を行わないこと。
- 2. 雇用の確保について
- (1)一方的な更新拒否はしないこと。
- (2)保育サービス充実のための安定雇用に努め、被雇用者の希望を尊重すること。
- (3)指定管理者導入にあたっては、現行の処遇の水準を変えることなく、雇用を確保すること。
- (4)更新時の雇用中断は行わないこと。
- 3. 賃金等の改善について
- (1)正規職員との賃金格差を是正すること。
- (2)賃金の時間単価を上げること。
- (3)日額賃金については、勤続年数に応じた賃金体系にすること。
- (4)通勤手当を実費で支給すること。また、交通用具利用者の通勤手当を 2km 未満にも支給す

ること。

- (5)早朝夜間の職員対応については、時間外加算など適正な措置をすること。
- (6)退職金制度を新設すること。
- 4. 労働条件の改善について
- (1)次世代育成支援行動計画の内容に沿って、産休・育児休業・介護休暇については、有給休暇とすること。また、子の看護休暇についても有給休暇とすること。
- (2)慶弔休暇規定については、正規職員と同等にすること。
- (3)夏期休暇規定については、正規職員と同等にすること。
- (4)病気休暇規定については、正規職員と同等にすること。
- (5)8月採用者の夏期休暇等の処遇を改善すること。
- (6)無給休暇時における社会保険料負担を軽減すること。
- その他について
- (1)市川市職員互助会に加入させること。
- (2)健康診断については、正規職員と同様に実施すること。また、雇用契約時における健康診断については初回のみとすること。
- (3)研修制度を適用すること。
- (4)異動基準を明確にすること。

以上

要求書に対する当局からの回答

平成17年10月25日

市川市保育関係職員労働組合 執行委員長 荒川 由紀 様

こども部 部長 高橋 憲 秀山

要求書について (回答)

平成17年9月28日付けで、要求のあったこのことについて、 別紙のとおり回答いたします。

平成17年10月25日

要求書について(回答)

- 1. 労使関係について
- (1) 臨時職員の賃金と労働条件に関する変更は、必ず組合に提案し協議すること。

回答:雇用期間中の労働条件に関する事項については協議をする。

(2) 賃金改定については労使合意を前提として、一方的な決定を行わないこと。

回答:雇用期間中の賃金改定については合意が前提と認識している。

- 2. 雇用の確保について
- (1) 一方的な更新拒否はしないこと。

回答:「更新」とは考えていない。

(2) 保育サービス充実のための安定雇用に努め、被雇用者の希望を尊重すること。

回答:困難である。

(3)指定管理者導入にあたっては、現行の処遇の水準を変えることなく、雇用を確保 すること。

回答:回答する立場ではない。

(4) 更新時の雇用中断は行わないこと。

回答:「更新」とは考えていない。

3. 賃金等の改善について

(1) 正規職員との賃金格差を是正すること。

回答:困難である。

(2)賃金の時間単価を上げること。

回答:困難である。

(3) 日額賃金については、勤続年数に応じた賃金体系にすること。

回答:困難である。

(4) 通勤手当を実費で支給すること。また、交通用具利用者の通勤手当を2km 未満にも支給すること。

回答:困難である。

(5) 早朝夜間の職員対応については、時間外加算など適性な措置をすること。

回答:困難である。

(6) 退職金制度を新設すること。

回答:困難である。

- 4. 労働条件の改善について
- (1)次世代育成支援行動計画の内容に沿って、産休・育児休業・介護休暇については、有給休暇とすること。また、子の看護休暇についても有給休暇とすること。

回答:現行どおりとする。

(2) 慶弔休暇規定については、正規職員と同等にすること。

回答:現行どおりとする。

(3) 夏期休暇規定については、正規職員と同等にすること。

回答:現行どおりとする。

(4) 病気休暇規定については、正規職員と同等にすること。

回答:現行どおりとする。

(5) 8月採用者の夏期休暇等の処遇を改善すること。

回答:現行どおりとする。

(6) 無給休暇時における社会保険料負担を軽減すること。

回答:現行どおりとする。

- 5. その他について
- (1) 市川市職員互助会に加入させること。

回答:困難である。

(2)健康診断については、正規職員と同様に実施すること。また、雇用契約時における健康診断については初回のみとすること。

回答:前段については内容を精査する。後段については困難である。

(3) 研修制度を適用すること。

回答:現行どおりとする。

(4) 異動基準を明確にすること。

回答:現行どおりとする。

ワークルール確立検討会

2006年3月26日~2007年9月27日 計 12回

定数外職員の実態を調査し、必要に応じて他市の状況も調査して双方の(役所・組合)の意見を交えて、一定のワークルールを策定する事を目的。

「区分け基準」

臨時職員と非常勤職員の比較

臨時職員	非常勤職員				
正規職員と同様の勤務形態で、 雇用期間は原則6ヶ月。(最長1年) 更新は1回。	勤務時間は、正規職員の3/4。 『契約期間は1年で更新も可能』				
市川市の場合					
雇い止めは3日(土日を含む) ⇒ 脱法行為	勤務時間は、正規職員の3/4以内 ⇒ 7時間15分(当局との協議により、保育園職場に限り)				

・正規職員との格差

	正規職員 (7.75H、21日)	臨時から非常勤へ 移行した職員 (7.25H、21日)	差額
1年目	2,702,122	2,539,530	-162,592
5年目	3,503,099	2,649,150	-853,949
10年目	4,425,784	2,740,500	-1,685,284

団体交渉



可結

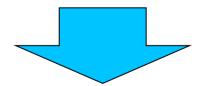
(写真は2007年11月 非常勤化交渉)

臨時職員から非常勤職員へ移行

- ①これまでの経験年数を加算して個人ごとに 新たな時間単価を設定する
- ②毎年、正規職員に準じた給料表にする
- ③交通費の限度額を引き上げることができる

☆プラス面

- ・継続性がある
- ・時間的な余裕がもてる



継続雇用における違法性を回避し、経験年数を加味した単価設定ができる

臨時職員から非常勤職員へ

臨時職員と非常勤職員の違

61

雇用形態	法的根拠	一時金	勤務時間	雇用止め	給料	交通費 (交通機関利用)
臨時職員	地公法22条	有	7時間45分	有 (※6ヶ月、更新1回)	日給	距離に応じて (※最高510円)
非常勤職員	地公法17条	無	7時間15分	無	時給	全額支給

保育労 ニュース



「市川保育労」7号 2011年1月17日発行 市川市保育関係報長労働組合 発行責任者 白石 みちよ 住所 市川市八梯1-1-1 (市川市職員組合内)

第2回確定交渉実施

働きやすい職場をめざして 第3回確定交渉に参加しよう!

第2回確定交渉を12月27日(月)の18:00から第5-1委員会室に於いて職員課長、人事課長、保育課長と行いました。1回目の交渉で、保育現場の実状を訴えましたが、結果として前進回答は得られませんでした。今回の交渉でも非常勤職員全員に波及するような条件を勝ち取る意気込みで望みました。保育課長にも同席していただいたので、非常勤職員の役割を改めて確認し、労働条件の改善に繋がる様に現場の実態をのべましたが、その場での前進回答はなく2回目の交渉も

終了しました。正規職員と同じ職務をこなしている 私達にとってはとうてい納得のいく交渉にはなり ませんでしたので、来年度に向けて少しでも良い労 働条件でスタートが出来る様に第3回目の交渉を 行いたいと思います。行動を起こさなければ、改善 しません!!それぞれの立場を守る為に力を合わ せて頑張りましょう!!



第3回確定交渉のお知らせ

日 時: 2011年1月18日(火) 18:00~

場 所: 市役所本庁3F 第5-1委員会室

対 象 : 保育労組合員

その他 : 参加組合員には、行動費(500円)を支給します。

※出欠の返事をFAXにて、1/17(月)の午前中までにお願いします。

引い合せ先:市川市保育労 担当 高木 TEL 047-334-1111(内線 3964) FAX 047-333-4522 **Eーmail**:i_sisyoku_takag@icnet.ne.jp



「市川保育労」8 号 2011年2月1日発行 市川市保育関係職員労働組合 発行責任者 白石 みちよ 住所 市川市入様1-1-1 (市川市職員組合内) 047-334-1111

『子の看護休暇、有給で5日』 確定交渉3回目の成果!!

1月18日 (火) 18:00~より第5-1に於いて職員課長、人事課長と役員を含め13名の出席で第3回確定交渉を行いました。

今回は、①夏期休暇を正規職員と同等にすること。②育児・介護休業法の改正に伴い育児・介護に関する休暇を有給で制度化すること。に終り交渉を行いました。

交渉の中での当局の回答としては「前回と変らず現行どおりとする。」でした。来年度に向けて いいスタートが踏み出せる事項がないまま交渉を終了するわけにはいかないので、第4回目の交渉

の申し入れを行いましたが、人事課長より、「子の 看護休暇を一年に付き5日以内において小学 校就学前まで有給と認める」と提案がありまし た。今まで全員に波及する改善を要求し交渉を重ね てきましたが、急遽執行委員会を開き提案事項につ いては受け入れ、粘り強く諦めなかった成果で、確 定交渉としては妥結という結論に至りました。



交渉には組合員に参加していただき、それぞれの

立場の思いを当局に訴えました。国や近隣市との格差の比較では無く、市川市の中での正規職員と の格差是正を訴えました。

処遇改善は一足飛びにはいきません。「皆は一人の為に、一人は皆の為に」を忘れず今後も組合 員一丸となり前進していきたいと思います。働きやすい職場を目指して頑張りましょう!!

◎子の看護休暇 (人事課提案)

区分	取得日数	対象者(子)の年齢	有給・無給の別
33	1人目5日、2人目5日 年間10日限度	小学校就学前まで	無給
現行	1年につき5日以内において必要な期間	中学校就学前まで	無給
新設	1年につき5日以内において必要な期間	小学校就学前まで	有給

問い合せ先:市川市保育労 担当 高木 TEL 047-334-1111(内線 3964) FAX 047-333-4522 E-mail:i.sisyoku takag@icnet.ne.jp

職場委員会の様子



第1回職場委員会は、69名の出席

交流会



年に一度、組合員の交流会としてディズニーリゾートホテルでディナーバイキング

(写真は、2010年12月 第2回交流会)

保育園職場全非常勤職員の集い



交渉して勝ち取った項目

1年目(2005年度)

- ・忌引きの特別有給休暇
- ・健康診断の職免扱い
- ・継続希望者の雇用確保
- 夏期休暇 (6日)

2年目(2006年度)

- ・雇用止め5日 → 3日
- ・交通遮断の特別有給休暇
- ・病休 (伝染病のみ年10日の有給休暇)

3年目(2007年度)

- 〇臨時職員から非常勤職員へ移行
 - ・交通費の全額支給
 - ·勤務時間7時間 → 7時間15分
 - ・給与の経験年数加算
 - · 産前6週産後8週 → 産前8週産後8週

【非常勤職員へ移行】 4年目(2008年度)

・出産、育児を理由に退職し復帰した場合、 当該職務経験の年数を加味 (子どもが3歳になるまで)

5年目(2009年度)

- ・時間外割増賃金125/100が8時間以降から7時間45分以降へ
- 結婚有給休暇 (3日)
- 妊產婦檢診有給休暇

6年目(2010年度)

・子の看護休暇は、1年につき5日以内において小学校就学前まで有給。

現在の課題

- 組合員の減少
- 非常勤職員の中での格差
- ボーナス、退職金の支給
- 勤務時間の延長
- 手当金の支給
- 病気休暇等の拡大